

【資料 1】

第27回参議院議員通常選挙啓発業務委託企画提案競技実施要領

この実施要領は、秋田県（以下「県」という。）が実施する第27回参議院議員通常選挙啓発業務（以下「本業務」という。）に係る委託候補者を選定する企画提案競技に関し、必要な事項を定めるものです。

なお、本実施要領と県が公表したその他資料等との間に異なる点がある場合には、本実施要領に記載した内容を優先します。

1 業務内容

- (1) 業 務 名 第27回参議院議員通常選挙啓発業務委託
- (2) 事業の仕様等 別添【資料 2】第27回参議院議員通常選挙啓発業務委託仕様書（以下「【資料 2】業務委託仕様書」という。）のとおりです。
- (3) 契 約 期 間 契約締結の日から令和 7 年 8 月 29 日(金)まで
- (4) 委託額の上限 5,300,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

2 実施スケジュール

(1) 実施要領等の公開	令和 7 年 4 月 18 日(金)
(2) 参加資格確認申請書類の提出期限	令和 7 年 4 月 25 日(金) 正午まで
(3) 参加資格確認結果の通知	令和 7 年 4 月 25 日(金)
(4) 参加資格が認められない理由の請求	令和 7 年 4 月 28 日(月) まで
(5) 実施要領等に関する質問の受付	令和 7 年 4 月 28 日(月) 正午まで
(6) 上記質問に対する回答	令和 7 年 4 月 28 日(月)
(7) 企画提案書等の提出期限	令和 7 年 5 月 9 日(金) 正午まで
(8) 審査日及び審査結果の通知	令和 7 年 5 月 12 日(月)
(9) 契約締結	令和 7 年 5 月 12 日(月)

3 参加資格に関する事項

(1) 参加資格の要件

本企画提案競技に参加できる者は、次に掲げる参加資格要件（以下「参加資格」という。）の全てを満たす者で、かつ、県からの参加資格確認を受けた者としてします。

ア 秋田県内に本社、支社又は営業所を有する者（個人事業主を含む。）

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 4 の規定に該当しない者

ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立がされている者（同法第33条第 1 項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者（同法第41条第 1 項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）に該当しない者

エ 企画提案競技参加資格確認申請書の提出日において、県からの受注業務に関し、指名停止の措置を受けていない者

オ 秋田県暴力団排除条例（平成23年秋田県条例第29号）第2条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に該当しない者

カ 過去3年の間にデザイン企画や動画の作成などの類似業務を国又は地方公共団体から受注した実績を有する者

(2) その他

本企画提案競技には共同企業体（以下「JV」という。）での参加も可能です。

JVによる場合は、全ての構成員が3（1）イからカの要件を満たし、かつ、構成員のうち1以上の者は、3（1）の全ての要件を満たすものとします。

なお、本企画提案競技に参加するJVの構成員である者は、単独での参加はできません。

4 手続き等に関する事項

(1) 担当課

秋田県企画振興部市町村課選挙チーム（秋田県選挙管理委員会事務局）

住 所 〒010-8570 秋田県秋田市山王四丁目1番1号

電 話 018-860-1145

メールアドレス senkan@pref.akita.lg.jp

(2) 企画提案競技の書類の交付

応募に必要な書類は秋田県公式ウェブサイト「美の国あきたネット」の「目的から探す」－「入札・コンペ・補助金等」－「コンペ情報」から以下の資料をダウンロードしてください。

ア 【資料1】企画提案競技実施要領（本書）

イ 【資料2】業務委託仕様書

ウ 【資料3】審査要領

エ 【資料3別紙】企画提案競技評価票

オ 【様式1】企画提案競技参加資格確認申請書

カ 【様式2】会社概要

キ 【様式3】実施要領等に関する質問票

ク 【様式4】企画提案競技参加辞退届

ケ 【様式5】企画提案書提出届

(3) 参加資格の確認

参加者は、次の参加資格確認申請書類を提出期限までに4（1）の担当課に持参又は郵送で提出し、参加資格の確認を受けてください。

ア 提出書類

（ア）【様式1】企画提案競技参加資格確認申請書

（イ）【様式2】会社概要

様式中の同項目が記載された既存の資料（会社パンフレット等）に代えることができます。

イ 提出期限 令和7年4月25日(金)正午まで

ウ 確認結果 令和7年4月25日(金)に通知します。

エ 留意事項

(ア) 提出書類に虚偽の記載が判明した場合は、参加資格を取り消します。

(イ) 提出期限までに提出しない者は、参加資格が得られません。

(ウ) JVでの参加の場合は、構成員毎に申請書及び会社概要を作成の上、JVの構成を明らかにするため、代表者及び構成員を記載した「共同企業体協定書」(任意様式)とともに、一式提出してください。

(エ) 提出書類を郵送で提出する場合は、封書の表に「啓発業務資格確認申請書在中」と明記するとともに、提出期限内に必着となるように提出してください。

(4) 参加資格の喪失及び辞退

参加資格の確認後に参加資格の要件に該当しなくなったときは、参加資格を失います。また、都合により辞退する場合には【様式4】企画提案競技参加辞退届を提出してください。

(5) 参加資格が認められなかった者に対する説明

参加資格確認の結果、参加資格が認められなかった者は、県に対し書面(様式任意)によりその理由の説明を求めることができます。県は、書面を受理したときから7日以内に説明を求めた者に対して、郵送により書面でその理由を説明します。

ア 提出期限 令和7年4月28日(月)まで

イ 提出場所 4(1)の担当課

ウ 提出方法 電子メールにより提出してください。

(6) 実施要領等に関する質問の受付

実施要領等に関する質問は【様式3】実施要領等に関する質問票により、4(1)の担当課にて受け付けます。

ア 受付期間 令和7年4月28日(月)正午まで

イ 提出方法 電子メールにより提出してください。

ウ 回答方法 回答は電子メールにより随時行うほか、共通に提供すべき情報である場合は、質問及び回答の内容を秋田県公式ウェブサイト「美の国あきたネット」の「目的から探す」－「入札・コンペ・補助金等」－「コンペ情報」に掲載します。

(7) 審査書類の作成及び提出

参加者は審査書類を提出期限(令和7年5月9日(金)正午)までに4(1)の担当課に持参又は郵送で提出してください。

郵送の場合は「啓発業務企画提案書在中」と明記し、提出期限までに必着となるようにしてください。

ア 提出書類及び提出部数

(ア) 【様式5】企画提案書提出届 1部

(イ) 企画提案書(様式任意) 正本1部、副本4部

a 企画提案書のサイズはA4判とします。

b 投票日を令和7年7月20日(日)と仮定し、本業務の実施スケジュールを示してください。

c 提案書が複数に及ぶ場合はページが離散しないように綴じてください。

d 副本のうち1部は複製用として、ホチキスで綴じず、クリップ等で留めてください。

(ウ) 見積書（任意様式） 1部

【資料2】業務委託仕様書を実施するための経費（消費税及び地方消費税を含む。）とその積算内訳を明らかにした見積書（秋田県知事あて）に所在地、商号又は名称、代表者職氏名を記入の上、提出してください。

なお、見積額が1（4）の委託上限額を上回った場合は審査の対象としないものとします。

(エ) 賃金水準の向上に関する書類 1部（※加点措置を希望する場合のみ）

給与等受給者一人当たりの平均給与額の対前年増加率が一定割合以上の場合（令和6年と令和5年の比較で1.5%以上の増加）は、審査で加点を行います。

加点措置を希望する場合は、事業者が給与等受給者一人当たりの平均給与額の対前年増加率について事前に割合を計算した資料（任意様式）及びその根拠として下表の区分a～dのいずれかの書類を企画提案書とともに提出してください。

区 分		提 出 書 類	
		税務申告に基づく 場合	県域で一つの事業者とする 場合
給与等受給者 一人当たりの 平均給与額の 対前年増加率	役員及び従業員が対象	a 給与所得の源泉徴収票等の 法定調書合計表	b 税理士又は公認会計士等の第 三者による賃上げ実績を確認 できる書類
	役員を除く従業員が対象	c 税理士又は公認会計士等の 第三者による賃上げ実績を 確認できる書類	d 税理士又は公認会計士等の第 三者による賃上げ実績を確認 できる書類
「パートナーシップ構築宣言」 の作成・公表		「パートナーシップ構築宣言」の写し	

(オ) 「女性の活躍推進」に関する書類 1部（※加点措置を希望する場合のみ）

加点措置を希望する場合は、以下の書類を企画提案書とともに提出してください。

区 分	提 出 書 類
一般事業主行動計画の策定・届出 ※従業員 100 人以下の企業	労働局の受付印が押印された一般事業主行動計画策定・変更届の写し
えるぼしチャレンジ企業認定	知事が交付する秋田県えるぼしチャレンジ企業認定通知書の写し
法令に基づく認定（えるぼし、プラチナえるぼし、くるみん、プラチナくるみん、ユースエール）	労働局長が交付する認定通知書の写し
秋田県知事表彰の受賞	表彰状の写し（写真可）

イ 留意事項

(ア) 提出できる企画提案書は1案とします。

(イ) 提出期限までに提出しない者は辞退したものとみなします。

(ウ) 一度提出した企画提案書等はこれを書換え、引換え又は撤回することができません。

(8) 企画提案の無効

次のいずれかに該当する企画提案は無効とします。

ア 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案

- イ 誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案
- ウ その他、企画提案競技に関する条件に違反した提案

5 委託候補者の選定方法等に関する事項

(1) 委託候補者の選定方法

【資料3】の審査要領に基づき、**書面審査**とし、**プレゼンテーションは実施しません。**
最も優れた企画を提案した者を第1順位の委託候補者とします。

(2) 審査日程等

- ア 審査の結果は令和7年5月12日（月）に各参加者に通知します。
- イ 第1順位の委託候補者が契約を締結しないときは、次点の者と契約の交渉を行います。

(3) 苦情申立て

選定結果や参加資格の確認、その他手続きに関して不服がある場合には、当該通知の日の翌日から起算して2日（秋田県の休日を含める条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を含まない。）以内に契約担当者に対して書面（任意様式）により申し立てすることができます。

6 契約に関する事項

(1) 契約の相手方

上記5により選定された委託候補者と単独随意契約します。

(2) 企画提案内容と業務の関係

企画提案書等に記載された事項は、原則として本業務の契約時の仕様書の一部として扱うものとします。

ただし、委託契約に当たっては、審査会における意見を踏まえ、選定された委託候補者と提案内容に沿って契約についての協議・調整を行い、企画提案内容の一部を変更する場合や、協議等の結果を踏まえ、委託業務の内容を追加、又は修正する場合があります。

その場合、委託契約額は参加者との協議により別途決定します。

(3) 次点の繰り上げ

上記5により選定された参加者が正当な理由なく契約しないとき、又は協議が整わなかったときはその選定を取り消すとともに、審査会において次点となった参加者と契約内容についての協議を行った上で、契約を締結するものとします。

(4) 契約保証金

ア 本業務の受託者は、秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号）第177条第1項により、契約額の10分の1以上に相当する額を契約保証金として納付していただきます。ただし、秋田県財務規則第178条の規定に該当する場合は契約保証金を免除します。

イ 受託者が支払った契約保証金は規則第179条の規定により還付します。

7 公正な企画提案競技の確保

- (1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為は禁止します。

- (2) 企画提案に当たっては競争を制限する目的で他の参加者と参加意思及び提案内容についていかなる相談も行ってはならず、独自に企画提案書等を作成しなければなりません。
- (3) 選定前に他の参加者に対して企画提案書等を意図的に開示することを禁じます。
- (4) 参加者が連合し、又は不穏な行動等をなす場合において、企画提案競技を公正に執行することができないと認められるときは、当該参加者を企画提案競技に参加させず、又は企画提案競技の執行を延期し、若しくは取り止める場合があります。

8 その他

- (1) 参加者が県に提出した書類に含まれる著作物の著作権は参加者に帰属します。なお、書類は返却しません。
- (2) 企画提案及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (3) 提案内容に含まれる特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、参加者が負うものとします。
- (4) 参加者が本企画提案競技に要した費用は、参加者の負担でお願いします。